|  |
| --- |
| **心身障害者扶養共済制度** |

●加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる心身に障がいのある人（知的障がいのある人、身体障害者手帳１～３級を持っている人及び精神障がいのある人）の保護者で、加入時に次の条件に該当する人（２口まで加入できます。）

（１）市内に住所を有する人

（２）６５歳未満の人（年齢計算は毎年４月１日現在の年齢）

（３）特別の疾病又は障害を有しないこと

●掛金

加入者の年齢によって１口月額 9,300 円～ 23,300 円に区分されています。ただし、２口加入される人は、１口の掛金プラス加算掛金9,300円～23,300円となります。

掛金は所得税、市・県民税において、年末調整又は確定申告により、全額、小規模企業共済等掛金控除の対象とすることができます。

●支給額

加入者が死亡又は重度障害となったときは、毎月２万円（２口加入の場合は４万円）が心身に障がいのある人が死亡するまで支給されます。

この給付金には、所得税・相続税・贈与税は課税されません。

●弔慰金

心身に障がいのある人が加入者（保護者）より先に死亡したとき、弔慰金が加入期間に応じて支給されます。ただし加入期間が１年以上経過していることが条件です。請求には、加入者の住民票の写しと心身に障がいのある人の死亡により抹消された記載のある住民票の写しが必要です。

この弔慰金には、所得税は課税されません。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）